

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)です

～市役所・奈良県からのお知らせ～

軽自動車税・自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。

必ず納期限(5月31日(火))までに納付してください。納付場所は、納税通知書等をご確認ください。

納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分(財産の差押え等)の対象となります。

※住所変更手続きが遅れている等の理由により、納税通知書が届いていない場合は下記へ連絡ください。

問合せ＝自動車税について 奈良県自動車税事務所
自動車税第一課(☎51-0081)

軽自動車税について 税務課 市民税係(内線281～283)

令和4年度 身体等に障害がある人の軽自動車税(種別割)の減免

～申請期限が近づいています～

対象＝身体等に障害がある人が令和4年4月1日時点で所有している軽自動車等

申請期限＝5月31日(火)

※期限後の申請は受付できません。ご注意ください。

※減免の対象となるには一定の要件があります。

詳しくはお問い合わせください。

詳細は広報「つながり」5月1日号をご覧ください。

問合せ＝税務課 市民税係(内線281～283)

大和郡山市認知症サポーター養成講座(受講無料・要申込)

～認知症になっても安心して暮らせるまちづくり～

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターになりませんか？

日時＝6月14日(火) 14時～15時30分

場所＝市役所 305会議室

定員＝10人

内容＝認知症の症状と対応、予防についての基礎知識など

講座終了後、もの忘れ相談プログラム(タッチパネルパソコン)を使用してもの忘れ相談を行います(希望者のみ・要申込)

申込・問合せ＝

地域包括支援センター

(☎55-7733・☎55-6831)



優良運転者表彰の申請を受け付けます

大和郡山市内在住の免許所持者のうち、自動車か二輪車を継続して運転している運転者で、次の各条件にあてはまる場合、申請すると、選考のうえ秋の交通安全運動期間中又はその前後に表彰されます。

※表彰人員には制限があり、選考のうえ表彰されますので、あらかじめご了承ください。

○近畿交通栄誉章

- ・緑十字銅章受賞後5年以上経過していること
- ・運転経験年数が20年以上あること
- ・自己責任による交通事故が過去20年間ないこと
- ・過去10年間の罰金以上の刑事罰がないこと
- ・反則通告処分や運転免許の停止・取消し処分が過去10年間ないこと
- ・過去3年以内に近畿管区内交通安全功労者等表彰を受けたことがないこと

○緑十字銅章

- ・県交通安全協会会長と県警本部長の連名表彰を受けていること
- ・自己の責任による交通事故が過去10年以上ないこと
- ・交通違反が過去5年以上ないこと
- ・罰金以上の刑事罰が過去5年以上ないこと
- ・運転者として実働期間が10年以上あること

○ベストドライバー顕彰

- ・4月30日現在、上級顕彰受賞後1年以上経過し、過去10年以上継続して無事故・無違反かつ免許停止処分を受けていないこと
- ・運転を継続して行っていること

○県交通安全協会郡山支部協会会長と郡山警察署長の連名表彰

- ・過去6年以上無事故・無違反であり、運転免許の停止処分を受けていないこと

詳細・申請・問合せ＝

5月31日(火)までの土・日曜を除く、平日の8時30分～17時15分に、必要書類を奈良県交通安全協会 郡山支部協会(郡山警察署内 ☎56-0110)へ(市民安全課)